

各種奨学金について（ご案内）

【埼玉県高等学校等奨学金】

対象者：埼玉県内在住者

基準：学習意欲があり、生活態度等が良好、保護者の所得証明書等

※新規申請希望者は、「(新規申請者用)申請のしおり」を埼玉県ホームページからダウンロードもしくは、学校に請求してください。

【東京都育英資金】

対象者：東京都内在住者

基準：学習意欲があり、生活態度等が良好、保護者の所得証明書等

【千葉県奨学資金】

対象者：千葉県内在住者

基準：学習意欲があり、生活態度等が良好、保護者の所得証明書等

【あしなが奨学金】

対象者：保護者が病気や災害等で経済的に修学が困難等

※「高校奨学生」と「大学奨学生予約」がございます。

詳しくは、あしなが育英会のホームページの基準等を確認して申込んでください。

【令和4年度 大学等奨学生採用候補者（日本学生支援機構）】

対象者：大学・短期大学・専修学校（専門課程）進学後の奨学金を希望する3年生・卒業生（卒業後2年間）

※平成30年度よりマイナンバーの提出が必要となっております。（家計支持者全員）

1) 第一種奨学金（無利子の奨学金）

基準：5段階評価で3.5以上又は、家計支持者が住民税非課税であること

2) 第二種奨学金（有利子の奨学金）

基準：学年の平均水準以上の成績であること

3) 給付型奨学金

申込資格：住民税非課税世帯または、社会的養護を必要とする方

【石川奨学福祉基金（越谷市福祉協議会奨学資金給与事業）】

対象者（次のすべてに該当する方）

- ① 越谷市内在住で住民登録をしている世帯
- ② 学資金の支出が困難なひとり親家庭等で、保護者が市・県民税非課税であること
（生活保護受給世帯を除く）
- ③ 在学校の校長が推薦した者であること
- ④ 修学意欲が極めて旺盛であること

他奨学金やご不明な点がございましたら、叡明高等学校奨学金担当までお問い合わせください。